

財団法人宇宙科学研究イニシアティブ賛助会員規約

■目的

<第1条>

本規約は、財団法人宇宙科学研究イニシアティブ（以下「本財団」という）が募集する賛助会員に関する運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者の本財団に対する協力と理解を高めることにより、本財団の事業活動の維持及び推進に資することを目的とする。

■資格

<第2条>

賛助会員の資格を有する者は、本財団の目的に賛同し、本財団の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

【本財団設立の目的】

次代を拓く科学技術の課題への貢献をめざし、連携する大学、国立機関、及び民間事業者等を主体とした団体、個人の支援を仰ぐことによって、新技術望遠鏡の製作、観測用天文台の建設及びそれらの公開事業や啓発に関する事業を行い、あわせて、宇宙・天文の普及事業を通じて、人類の新たな価値観、豊かな文化・社会を醸成し、その持続的発展に寄与することを目的とする。

【本財団の事業】

1. 新技術天体望遠鏡の製作、天文台ドーム整備などに関わる活動。
2. 新技術天体望遠鏡の公開活動と、関連する啓発活動。
3. 事業実施に必要な資金の調達と、運営全般に係る活動。
4. 前各号に掲げるもののほか、この財団の目的を達成するために必要な事業。

■加入

<第3条>

賛助会員の加入については、次のとおり定める。

- (1) 賛助会員になろうとする者は、あらかじめ本財団にその旨を申し出るものとし、別紙賛助会員会費納入申込書により必要な手続きをとるものとする。
- (2) 本財団の理事会において検討し、加入を承認するのに支障があると判断した申込については、加入を承認しないことがある。
- (3) 賛助会員として加入しようとする者は、第5条に定める会費を納付するものとする。
- (4) 本財団にて会費の納付を確認した時点で、前記(2)の場合を除き、賛助会員としての資格を有するものとする。
- (5) 加入時に届出た申込内容に変更が生じた場合、賛助会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または本財団所定の方法により変更事項を届出るものとする。

■会費

<第4条>

1. 賛助会員の種別と会費は次のとおり定め、いずれも複数口の申込ができる。
 - (1) 法人会員 1口 200,000円として1口以上
 - (2) 個人会員 1口 10,000円として1口以上
2. 納められた会費は、賛助会員の都合、3.8m反射式天体望遠鏡（以下「新技術天体望遠鏡」という）の製作中断その他理由の如何を問わず返還しない。

【新技術天体望遠鏡の製作について】

本財団が事業に掲げる新技術天体望遠鏡の製作は、国内初となる分割鏡方式で製作されるものであり、しかも、完成すれば、アジア最大の可視赤外線望遠鏡となるものです。また、民間の資金援助で口径3.8メートルの天体望遠鏡が製作されるのも国内で初めてのことです。

したがって、新技術天体望遠鏡の製作は挑戦的な試みです。技術、資金その他の問題により、新技術天体望遠鏡の製作が中断、中止等を余儀なくされる可能性もございます。ご理解のうえ、本財団の目的に賛同し、ご協力下さるようお願い致します。

■会費の用途

<第5条>

納められた会費は、本財団が製作中の新技術天体望遠鏡の研究開発、建設費及び本財団の運営に関する費用として充てられる。

■期間

<第6条>

1. 本規約に定める賛助会員の有効期間は2017年2月末日までとする。
2. 本財団は、前項の期間経過後、賛助会員制度の見直しを行う。但し、本規約に定める賛助会員は、新規の入会金を納入することなく、見直し後の賛助会員制度へ移行できるものとし、詳細は本財団が決定する。

■賛助会員の特典

<第7条>

1. 賛助会員は、本財団の定めるところに従い、次の特典を受けることができる。
 - (1) 本財団が発行する会員証の交付
 - (2) 本財団が開催・協賛するイベント、講演会、懇親会等への案内
 - (3) その他本財団が定める特典
2. 前項にかかわらず、新技術天体望遠鏡の建設中断その他の理由により、前項の特典の一部若しくは全部について、提供できないこと、又は、これを廃止することがある。その場合、本財団は、1ヶ月前までに本財団のウェブサイトはその旨を掲載するよう努める。

■退会

<第8条>

賛助会員は、本財団に所定の書面にて通知することにより、任意に脱退することができる。

■除名

<第9条>

本財団は、賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合は除名することができる。この場合も、すでに受領した会費は払い戻ししない。

- (1) 本財団の事業を妨げ、または妨げようとした場合
- (2) 故意又は重大な過失により、本財団の信用を失わせるおそれのある行為をした場合
- (3) 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為をした場合
- (4) 反社会的勢力に属している合理的理由があると本財団が認めた場合
- (5) 犯罪その他法令に違反する行為をした場合
- (6) その他、本財団理事会が賛助会員として不適切であると認めた場合

■本財団の免責事項

<第10条>

1. 本財団は、第7条第2項に定めに従い、賛助会員に対する特典を廃止することがあるが、これにより賛助会員に損害が生じた場合でも、本財団は賠償する責任を負わないものとする。
2. 本財団は、賛助会員が発信する情報の正確性、完全性、有用性を保証しない。
3. 本財団は、賛助会員に対する特典に関して発生したいかなる損害についても、その責任を負わない。

■個人情報の取り扱い

<第11条>

1. 本財団は、賛助会員に関する個人情報を、個人情報の保護に関する法律を遵守して管理する。
2. 以下の各号に該当する場合には、本財団は、賛助会員に関して知り得た個人情報又は個人データを第三者へ開示及び提供できるものとする。
 - (1) 当該賛助会員の同意がある場合。
 - (2) 個人情報の保護に関する法律第23条各号に掲げる場合。

■その他

<第12条>

賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、本財団の理事会で決定する。

付則：この規約は、平成24年2月23日より施行する。